

大分職業訓練センターの利用について

大分高等技術専門校

○利用申込の方法

1 施設予約システムによる利用申込

パソコン、スマートフォン等からご自身で空き状況を確認し、利用の申込をし、オンライン決済で使用料を納付する方法で、次の流れになります。

①利用したい方は、施設予約システムにより、利用の申込画面から、利用する日時、人数、研修室等必要事項を入力して申し込む。

②申込の内容を大分高等技術専門校で審査後、大分高等技術専門校から電子メールにより利用を許可する旨、申込者に通知する。

※システムからの申込では確認できない冷暖房使用の有無や複数の会議室を借りる場合は会議室毎の利用人数について問い合わせるメールを送付しますので、ご回答ください。

③申込者は、利用許可の通知を受けた後、通知を受けた日から原則として1週間以内に、大分高等技術専門校窓口で、使用料を現金で納付する。

※QRコード決済（PayPay、LINEPay、メルペイ、d払い、楽天Pay、auPay）が使えるようになりました。

④大分高等技術専門校が使用料の納付を確認した後、利用許可書を利用する当日に交付する。

⑤大分職業訓練センターの利用

2 電話等（電話やFAX、来所）による利用申込

まず電話で空き状況を確認した後、利用申込をするものです。

①予約専用電話（097-542-2230）で空き状況を確認した後、利用を申し込む。

②利用許可申請書を大分高等技術専門校に提出し、原則1週間以内に使用料を現金で納付する。

※QRコード決済（PayPay、LINEPay、メルペイ、d払い、楽天Pay、auPay）が使えるようになりました。

③使用料を納付した後、利用日までに利用許可書の交付を受ける。

④大分職業訓練センターの利用

○利用申込の受付期間

利用する日の属する月の2か月前から、利用日の2週間前までとなります。

ただし、施設予約システムの場合と電話等による利用申込の場合とでは異なります。

1 施設予約システムによる利用申込

申込可能月の初日から利用申込ができます。

(例) 9月3日に利用したいとき

→ 7月1日から利用申込できます。

2 電話等による利用申込

申込可能月の4日からの利用申込となります。

(例) 9月3日に利用したいとき

→ 7月4日からの利用申込となります。

なお、4日が土曜日、日曜日、祝日等のときは、その日以降で最も近い日（祝日等を除く）からとなります。

※ 年間を通して予め計画を立て、会員等に周知する必要がある職業訓練関係講習等を行う団体については、前年度の10月末までに予約専用電話（097-542-2230）にご相談ください。

○利用申込の受付時間

施設予約システムの場合と電話等による場合とでは異なります。

1 施設予約システムによる利用申込

とくに時間の制限はありません。

2 電話等による利用申込

月曜日から金曜日（祝日等を除く）の午前9時から午後5時までです。

○利用の変更

〔変更先の日〕

利用の許可（許可する旨の通知メールを含む）を受けた後、利用の変更は、変更先の研修室等が空いている場合、1回に限りできます。

利用の変更をしたいときは、利用日の1週間前までに予約専用電話（097-542-2230）に電話をして変更の申込をしてください。

この場合、利用変更許可申請（電話による変更の申し出）の日を基準として、2か月前という受付期間の制限を受けます。

変更が可能な場合には、当初の利用日の1週間前までに利用変更許可申請書を提出してください。

（例）当初、施設予約システムにより、7月1日に9月3日の利用申込みをして、利用許可を受けていたとき

- ・7月4日から8月3日の間の変更の申出（電話）の場合、変更後の利用日は9月末までとなります。
- ・8月4日から8月27日の間の変更の申出（電話）の場合、変更後の利用日は10月末までです。

〔使用料〕

すでにお支払いいただいた使用料は、大分県使用料及び手数料条例、大分県立職業能力開発校規則の定めるところにより、原則還付しません。

利用の変更によって、使用料が増額となる場合は、追加の金額を変更許可書の交付を受ける際、現金でお支払いください。

なお、令和5年度から、次の期間においては、会議室使用料に冷暖房使用料が加算されます（冷暖房設備のない実習室を除きます）。

- ・冷房使用期間 6月1日から9月30日まで
- ・暖房使用期間 12月1日から翌年3月第1金曜日まで（ただし、3月1日が金曜日の場合は次週の金曜日）

※期間外に冷暖房を使用する場合は、別途お申し出ください。

○利用のキャンセル

当初の申込方法（システム若しくは電話等）にかかわらず、利用をキャンセルする場合には、予約専用電話（097-542-2230）に電話をしてキャンセルしてください。

この場合、利用の許可（許可する旨の通知メールを含む）を受けた後のキャンセルは、利用日の2日前まで可能ですが、中止届の提出が必要です。

なお、すでにお支払いいただいた使用料は、大分県使用料及び手数料条例、大分県立職業能力開発校規則の定めるところにより、原則還付しません。